かわらず、これを1,245百万円の利益と、連結当期純損益が139百万円の利益を上回ることはなかったにもかかわらず、これを522百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成17年12月期有価証券報告書を沖縄総合事務局長に対して提出した。

【課徴金額】　300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成20年10月31日

課徴金納付命令日　平成20年11月21日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④　中道機械株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、中道機械株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成20年11月11日

【勧告の対象となった違反事実】

中道機械株式会社は、北海道財務局長に対し、

⑴　平成18年４月20日、売上原価の過少計上及び棚卸資産の過大計上により、当期純損益が32百万円（百万円未満切捨て。以下、当期純利益額及び純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを30百万円の利益と記載するなどした損益計算書、及び純資産額が1,618百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「資本合計」欄に2,138百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成18年１月期有価証券報告書を提出し、

⑵　平成18年10月20日、棚卸資産の過大計上により、純資産額が1,337百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に1,772百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成18年７月中間期半期報告書を提出し、

⑶　平成19年４月18日、棚卸資産の過大計上により、純資産額が1,433百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に1,894百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成19年１月期有価証券報告書を提出し、

⑷　平成19年10月18日、棚卸資産の過大計上により、純資産額が1,251百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に1,733百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成19年７月中間期半期報告書を提出した。

【課徴金額】　750万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成20年11月11日

課徴金納付命令日　平成20年12月３日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤　トラステックスホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、トラステックスホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成20年11月21日

【勧告の対象となった違反事実】

トラステックスホールディングス株式会社は、

⑴　有価証券報告書等について、

①　平成17年12月27日、近畿財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金及び破産・更生債権等（以下、「長期未収入金等」という。）並びに劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が994百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常損益額、連結当期純損益額、連結中間純損益額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを1,083百万円の利益と、連結中間純損益が1,170百万円の損失であったにもかかわらず、これを578百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が2,623百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に7,697百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成17年９月中間期半期報告書を提出し、

②　平成18年６月30日、近畿財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が528百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,885百万円の利益と、連結当期純損益が955百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,314百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が1,796百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に9,052百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成18年３月期有価証券報告書を提出し、

③　平成19年１月16日、関東財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が313百万円の損失であったにもかかわらず、これを319百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が605百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に1,586百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成18年９月中間期半期報告書を提出し、

④　平成19年６月29日、近畿財務局長に対し、長期未収入金等の過大計上等により、連結純資産額が1,643百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に918百万円の債務超過と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成19年３月期有価証券報告書を提出し、

⑤　平成19年12月28日、近畿財務局長に対し、長期未収入金等の過大計上等により、連結純資産額が134百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に849百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成19年９月中間期半期報告書を提出し、

⑥　平成20年６月30日、近畿財務局長に対し、貸倒損失の過少計上、長期未収入金の過大計上等により、連結経常損益が411百万円の損失であったにもかかわらず、これを248百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が298百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に786百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成20年３月期有価証券報告書を提出した。

⑵　有価証券届出書について、

①　平成17年11月25日、近畿財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等